

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 4 年 12 月 21 日付

人口・社会統計部会

（医療施設調査・患者調査関係）

専門委員 康永 秀生（東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授）

〔※任期：令和 5 年 4 月 30 日まで〕

産業統計部会

（漁業センサス関係）

専門委員 三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産技術研究所養殖部門養殖経営・経済室長）

〔※任期：令和 5 年 3 月 31 日まで〕